

介護・高齢者 福祉事業

令和3年
8月1日
改正

- information -

介護保険施設の食費・居住費と高額介護サービス費の負担限度額が変更されました。



介護保険の給付に関する問い合わせ
▶健康福祉課 介護高齢福祉係
TEL 391-1125 FAX 394-3423



介護・高齢者福祉事業 食費・居住費の負担限度額

介護保険施設やショートステイ利用者の食費・居住費に対し、低所得の方へ助成（補足給付）を行っています。一定額以上の収入や預貯金等がある方に食費の負担額の見直しを行います。

▶補足給付の預貯金要件の見直し^{※1}

年金収入等 ^{※2}	改正前	改正後
80万円以下		単身 650万円 夫婦 1,650万円
80万円超 120万円以下	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 550万円 夫婦 1,550万円
120万円超		単身 500万円 夫婦 1,500万円

※1 補足給付は世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が町民税非課税の場合に対象となります。

※2 年金収入等とは、公的年金等収入金額（非課税年金含む）とその他の合計所得金額を合算したものです。

▶食費の負担限度額の見直し

年金収入等 ^{※2}	施設入所者		ショートステイ利用者	
	改正前	改正後	改正前	改正後
80万円以下	390円	390円	390円	600円
80万円超 120万円以下	650円	650円	650円	1,000円
120万円超	650円	1,360円	650円	1,300円

※補足給付の対象外の方の負担額は、施設と利用者の契約により決められています。



介護・高齢者福祉事業 毎月の負担上限額の変更

高額介護サービス費の負担限度額は44,400円でしたが、利用者または同一世帯に年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が変わります。

区分	負担上限額(月額)
課税所得 690万円 (年収約 1,160万円) 以上	140,100円 (世帯)
課税所得 380万円(年収約 770万円) ~ 課税所得 690万円(年収 1,160万円)未済	93,000円 (世帯)



国民健康
保険税

保険税軽減判定基準額の見直し

国民健康保険税には、前年中の世帯内の所得合計が一定基準以下である場合、均等割（1人当たり課税）と平等割（1世帯当たり課税）が減額される措置があります。今回の改正により次のとおり軽減基準額を変更しました。

	改正前	改正後
7割軽減基準額	33万円	43万円 +10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※2} -1) ^{※3}
5割軽減基準額	33万円+28.5万円 ×被保険者数 ^{※1}	43万円+ 28.5万円×被保険者数 +10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※2} -1) ^{※3}
2割軽減基準額	33万円+52万円 ×被保険者数 ^{※1}	43万円+ 52万円×被保険者数 +10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※2} -1) ^{※3}



後期高齢者
医療制度

保険料の軽減措置

基準日^{※4}における同一世帯の被保険者および世帯主の前年中の総所得金額等の合計が一定金額以下である場合、均等割額が軽減されます（令和元年度から軽減割合は段階的に見直されています）。

※後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険（協会けんぽ等）の被扶養者であった方は、均等割額が資格取得から2年間5割軽減され、所得割は課されません。ただし、総所得金額等の合計が一定金額以下である場合、均等割額は7割軽減が適用されます。

同一世帯の被保険者および世帯主の 総所得金額等	均等割の 軽減割合	軽減後の 金額
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※2} -1) 以下	7割	13,376円
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※2} -1) + 28.5万円×被保険者数 以下	5割	22,294円
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※2} -1) + 52万円×被保険者数 以下	2割	35,671円

※1 同じ世帯の中で、世帯主と国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含む

※2 年金・給与所得者とは以下の1~3のいずれかに該当する方です。

- 1 給与収入が55万円超
- 2 65歳未満（前年12月31日時点）で公的年金等の収入が60万円超
- 3 65歳以上（前年12月31日時点）で公的年金等の収入が125万円超

※3（）内は世帯の給与所得者等の数が2以上の場合のみ適用

※4 保険料決定の基準日=4月1日（4月2日以降に資格を取得したときは、取得した日）

新型コロナウイルス感染症に伴う 保険税・保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、右記の保険税、保険料を減免します。対象になる方はお問い合わせください。

- ▶国民健康保険税
- ▶介護保険料
- ▶後期高齢者医療保険料

減免の対象となる方

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べ10分の3以上減少が見込まれる世帯で、それぞれの保険の要件に該当する方



後期高齢者
医療制度

被保険者証の更新

令和3年
7月中旬
送付

新しい被保険者証（ピンク色）を簡易書留で送付します。7月31日までは現在お持ちの被保険者証（若草色）、8月1日からは新しい被保険者証（ピンク色）をご使用ください。若草色の被保険者証は、8月1日以降に役場本庁または各地区コミュニティセンターへ返却するか、住所、氏名が見えないようにご自身で処分してください。



後期高齢者
医療制度

保険料の計算方法

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。保険料額と納付方法については、7月中旬に町から送付する保険料納入通知書等でご確認ください。なお、令和3年度の保険料の計算は、令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日）の所得を用います。

$$\text{令和3年度年間保険料額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

上限額 64万円

均等割額 44,589円

所得割額 (被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等) × 8.99%

- ※総所得金額等とは
- ▶各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額は含まれますが、退職所得は含みません。
 - ▶遺族年金や障害年金は収入に含みません。
 - ▶各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は、適用されません。



国民健康 保険税

- information -



後期高齢者 医療制度

被保険者証の更新や基礎控除の見直しなどをお知らせします。また、平成30年度税制改正に伴い、保険税（料）や保険給付の負担水準に影響や不利益が生じないように見直しを行いました。



保険税の算定に関する問い合わせ

▶税務課 町民税係 TEL 391-1117 FAX 391-1191



後期高齢者医療制度・介護保険料に関する問い合わせ

▶住民課 保険年金係 TEL 391-1121 FAX 394-3423

令和3年度 個人住民税の見直し

Topics 基礎控除額の引き上げ

令和3年度の個人住民税は大幅な見直しを実施され、基礎控除額が10万円引き上げられました。

改正前	33万円 (一定額)	改正後	43万円 (合計所得金額が 2,400万円以下の場合 [※])
-----	---------------	-----	---

※合計所得金額が2,400万円を超える場合、金額に応じて29万円、15万円、0円と逡減・消失

Topics 給与所得控除および公的年金

基礎控除額の引き上げに伴い、給与所得または公的年金等所得の算定に用いるそれぞれの収入から差し引く金額について10万円の引き下げが行われました。また、給与所得控除の上限額の引き下げや所得金額調整控除の創設など改正が行われました。



今回の改正により、国民健康保険税や後期高齢者医療制度など個人住民税を適用する事業も同様に改正が行われました。

